

のびやか



65号



65号発行にあたって

風薫る心地のよい季節となりました。

新学期、新学年がスタートしてから2ヶ月近くが過ぎました。

みなさんも、新しい生活にも慣れて落ち着いてきたころかと思います。

さて、新聞報道にて、各市町村の2017年度の当初予算案が公表されておりましたが

「子育て世代包括支援センター」

「母子コーディネーター」

「子育てコンシェルジュ」などの

新しい事業が目につきました。その他にも、病児保育や子ども医療費、放課後児童クラブの充実など、どの市町村も子育てや教育には重点を置いているように感じました。

障がいのある子どもたちや、発達が気になる子どもたちとその家族にとって、社会の一員として「子育て」の視点による支援や配慮が受けられるようになることが望めます。

平成29年5月吉日

目次：

シリーズ 「青い鳥の発達外来と 発達支援」	2~3
青い鳥の地域療育支援を 通じて感じること	4~5
本の紹介	6
ボランティア募集の お知らせ	7
掲示板	8

シリーズ ～ 青い鳥の発達外来と発達支援 ～ その1

「発達外来の概要について」

青い鳥医療療育センター 地域療育支援部長
安井 泉 (小児科医)

平成12年、青い鳥医療福祉センターは、それまでの肢体不自由児施設青い鳥学園から種々の障がい児の医療を支えるセンターとして全面オープンしました。それを契機に児童精神科が開設され、多くの知的障がい・発達障がいの子どもたちの診察をすることになりました。(平成28年から青い鳥医療療育センターに名称変更)

発達外来の概要とセンターでの発達支援について具体的な内容の紹介をシリーズで行っていきます。

今回は、発達外来の概要についてお伝えします。

青い鳥医療療育センターでは、平成18年から発達障がいを疑われる子どもたちの診察窓口は発達外来となっています。現在、発達外来の初診診察は、曜日により児童精神科医または小児科医が担当しています。

当センターでは、平成12年に児童精神科外来が開設され、福祉圏域である尾張中部地域(北名古屋市・清須市・豊山町)と海部圏域(津島市・愛西市・あま市・大治町・弥富市・蟹江町・飛島村)の発達障がい疑われる子どもの診療を行い、一方、言葉の遅れについての相談や言語訓練希望に対し、小児科では言語外来を開設し診察をしていました。そして、言語外来に来院する7割くらいの子どものために発達障がいの疑いがあり、児童精神科へ診察移行していました。今では、発達障がいに対する情報が巷にあふれており、言葉の遅れで発達障がいを心配される保護者の方もたくさんおられます。しかし、10年くらい前は保健センターで保健師さんは発達障がいを疑ってセンター受診を勧めても、保護者の方は言葉が遅いだけと頑なに受診を拒否されたりすることが多く、精神科への受診の敷居が高く抵抗があり、とりあえず診てもらったり訓練してもらえばよいのではないかと言語外来を受診されることが多くみられました。

発達外来と地域の支援者との連携

(＊発達外来の対象)

平成18年に児童精神科の常勤医の退職に伴い、児童精神科と言語外来の初診窓口が一緒になり発達

外来となりました。対象年齢は、小学校就学前と限定しています。対象地域は、以前の児童精神科と同じです。この圏域にある保健センターや通園施設とは青い鳥の地域療育支援事業で連携しています。

地域療育支援事業のスタッフ(コーディネーター・相談員・リハスタッフ等)は圏域の通園施設や保育園幼稚園で施設支援として検討会等を行っているため、これから受診する予定の児の様子を知っている場合もあり、施設職員と受診時やその後の診察や訓練での情報を共有しながら、子どもの支援についても検討されていきます。

現在、新規の診察については、1か月分の発達外来予約を月1回の予約受付日を決めて電話で受けています。受診は受付日の4か月後になります。十分な受付枠がなく、皆様に大変ご迷惑をかけており、申し訳なく思っています。これに関しては、以前精神科の新患受付が3年先まで埋まってしまった過去の経験から他施設の予約法を真似て変更しました。

予約の電話は、保護者の方からかけていただくのですが、事前に保健センターに相談していただき、健診結果等の情報を紹介状として持ってきていただいています。受診結果については、保健センターにお返事を返し、地域での支援に生かし、支援の継続をお願いしています。



※ 上の写真は、青い鳥医療療育センターの診察室の様子です。

初回診察について

初回の診察は、一人1時間30分を予定しています。受診前に、あらかじめ家で問診用紙を記入してきていただき（各保健センターにもおいてあります）、保護者の方のニーズに沿ってすすめます。医師は子どもの面接を行い、その後保護者との面接を行います。その間心理士は子どもと遊びを通して行動やコミュニケーションの観察を行い、その様子を見ながら、医師と保護者も子どもの行動特徴について確認し、共有します。その後、心理士による発達検査を行い、その評価と子どもの行動特徴により医師から子どもの発達段階と診断を伝え、今後の成長の見通しと現在必要な支援についてお話しします。ほとんどの方がすでにネットや保健センターや児童相談センターの発達相談などでも子どもの発達についての説明を受けていたり、通園施設で子どもの様子を確認できていることが多いので、保護者の子どもに対する理解や診断についての理解はスムーズなことが多くなっています。

全体の遅れが目立つお子さんについては、染色体検査を含む血液検査や脳波・頭部のMRI等脳の検査を行うこともあります。（MRIは外部の病院への依頼になります。）

診断について

（＊診察室）

発達障害は症状（発達特性）により診断されます。現在どこでもDSM-5というアメリカ精神医学会の診断基準に従って行われています。発達障害は神経発達症（障害）群という群に属し、主に知的能力障害・コミュニケーション障害・自閉症スペクトラム障害・注意欠如多動性障害（ADHD）・限局性学習障害・運動障害が含まれます。脳の発達特性であり、障害という言葉を用いず「〇〇症」とする診断もあります。

面接や遊びの中で子どもの行動のどんなところが診断に合致する症状なのか保護者の方と一緒に確認していきます。子どもの特徴は、だめなこととして確認するのではなく、あっても必ずしも悪いことではなく長所として伸びてくることもあること、現在できないことも発達の中で変化してくることを伝えながら共有していきます。そのうえで、現在困っていることについてどう考えていけばよいのか検討し、よい支援法を一緒に考えていきます。決して困った行動を正しくさせる方法として考えず、本人の困り感を共有しながら支援の方向を考えていくことを大切にしています。

初回の診察は、保護者の方も子どもも初めての場面で緊張や不安があるため、検査も含めて1時間半くらいが適当と考えています。診察の最初と終わりころでは、子どもの行動や人とのやりとりもずいぶ

ん変化し、いつもの様子もわかりやすくなります。

発達外来は地域との連携だけでなく、センター内での支援として、初診後には言語聴覚士によるコミュニケーション訓練に入ることが多く、その後臨床心理士による保護者に対するペアレント・トレーニングや思春期の子ども等に対する心理面接・遊戯療法を行う場合もあります。

最近、知的に遅れがない子どもも増えていて、地域の療育を経ず、幼稚園や保育園に行っている子どもも多く、就学前(年中後期・年長前期)の子どもを対象とした多職種によるSST（ソーシャルスキルトレーニング）グループを必要と思われるお子さんに提供しています。

具体的な支援の内容については、次号から順次紹介していきます。

（文責 安井 泉）

（備考）

青い鳥の発達外来の対象について

年齢：初診が小学校就学前まで

地域：○尾張中部福祉圏域

（清須市・北名古屋市・豊山町）

○海部福祉圏域

（津島市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村）

次号に続く・・・



※ 上の写真は、青い鳥医療療育センターの診察室の様子です。

青い鳥の地域療育支援を通じて感じること

Vol. 2

愛知県青い鳥医療療育センターでは、障がいがある子どもや発達に支援や配慮が必要な子どもたちと、その家族を支える地域療育システムの整備を重点課題として、地域療育支援事業（県事業の障害児等療育支援事業および圏域市町村から委託の障害者相談支援事業）に取り組んでいます。

前号では、社会情勢の変化や子育て支援施策により「保育所等の利用児童の増加」がもたらす影響について考えてみました。今号では、「障害児通所支援（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス）の普及」が、発達支援や子育て支援にあたる影響について考えてみたいと思います。

平成24年4月の、「障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）」および「児童福祉法」の改正により、「障害児通所支援」は、児童福祉法にもとづく「児童発達支援」に再編されました。そして、従来の児童デイサービスは、未就学児対象の「児童発達支援事業」と学齢児のための「放課後等デイサービス」として法制化されました。この改正では、身近な地域で支援がうけられること、そのために規制緩和により量的拡大を図って、支援体制の整備を促すことが見直しのポイントでした。その結果、全国の「児童発達支援事業所」は、平成24年4月では、「1737か所」であったのが、平成28年4月には、「3820か所」と、この4年で2倍以上に増加しています。「放課後等デイサービス事業所」は、平成24年4月の「2540か所」から、平成28年4月には「8352か所」へと、約3.3倍に増加しています。

（※国保連 請求事業所数のデータから抜粋）

「児童発達支援事業所」の増加によって、どのような変化が起きているのでしょうか。

「通う場所」の選択肢は増えてきました。それぞれの「児童発達支援事業所」の特徴や特色、そこで提供される支援内容は様々です。また、「児童発達支援」の利用にあたっては、市町村に「障害児支援利用計画（案）」を申請して支給決定を受けなければなりません。「障害児支援利用計画（案）」は、市町村によって指定された相談支援事業所の相談支援専門員が利用者の要望を聞き取り、必要な支援について検討して作成します。また、保護者自身が、自分の希望を反映させた計画を作成したい場合や、身近な地域に、相談支援事

業所がなかったり、対応できる相談支援専門員がないなどのやむを得ない理由で、保護者が自分で作成（セルフプラン）する場合があります。

児童発達支援事業所には、「保育」「知育」「遊び」「リハビリテーション」などの特色があり、「単独通所」「親子通所」などの形態の違いや、また付帯する「送迎サービス」の有無など様々なサービスや支援が提供されています。一方、利用する側にも、それぞれの主訴やニーズがあります。子どもにとっては「健康な心と体を育てること」「人と関わり情緒が育つこと」「定期的な活動と安定した生活環境が確保されること」などの目的があり、家族にとっては、我が子の発達支援に加え「子育て」「就労」「レスパイト」など支援も必要とされます。そのため、時には、子どものニーズと家族のニーズが相反することも考えられます。

また、乳幼児期の相談支援の特徴として、子どもの発達・成長について不安を抱えた状況で相談がはじまること、関係する機関や分野も、保健、保育、療育、学校、福祉サービスと多岐にわたります。

そのため、子どもの発達段階や特徴を把握して、家族の気持ちを理解したうえで、子どもと家族を支えていくために、必要かつ適切な支援のコーディネートが求められます。



従来の発達支援システムでは、保健師や療育施設職員など支援者が、親の気持ちに寄り添りそして丁寧かつ段階的に、療育へとつなげ連携して支援をしてきました。基本的な視点として、「発達支援」「家族支援」「障害が確定する以前からの支援」などがあり、大きな柱として「子育て支援」として考えられてきました。そして、地域の支援機関とのネットワーク（横の連携）と乳児期・幼児期から学齢期へと支援が継続されていく体制（縦の連携）が、それぞれの地域の事情に応じて整備されてきました。

近年の法改正では、従来の発達支援システムとは別に、再編された「障害児通所支援」が提供されるようになり、子どもや家族にとって選択肢が増え、利便性が広がるなどの良い面もあります。しかし、支援の計画の立案や調整を図る役割を担わなければならない相談支援専門員は、児童発達支援事業所の急激な増加に追いつけない状況があります。特に乳幼児期の発達支援の専門性を備え、子育て支援の視点をもった相談支援専門員や相談支援事業所は、まだまだ地域には充足していません。

青い鳥が担当する、海部および尾張中部圏域の特徴をふまえて考えてみましょう。この圏域の10市町村は全て人口10万人に満たない自治体です。名古屋市や豊田市のような、人口規模の大きな自治体では、国が提唱する「児童発達支援センターを中心とした、重層的な支援体制の構築」が可能です。海部および尾張中部圏域の市町村には、まだ「児童発達支援センター」は設置されていません。市町村が運営している療育機関においても、週5日開設することが難しい施設や、単独療育が提供できない施設もあります。

療育の視点でいえば、発達段階に応じて、定期的かつ継続的に療育の機会を保障してこことや、就学前には単独で通う機会が選択できること、また、家族のレスパイトのための単独通所などの機会も必要となるでしょう。そして、家族に寄り添い、相談にのりながら、家族を支えていくことが大切です。

これらの様々な役割や機能を、一つの療育施設・機関において全てを担っていくことは難しいと考えられます。公的な療育機関（委託や指定管理を含みます）と、保育園や幼稚園、そして、民間の児童発達支援事業所が役割分担と連携を図り、継続的に一貫した支援を行なっていく必要があると思います。

「障害児通所支援」の利用にあたっては、前述のように「子どもの発達支援」と「子育て支援（家族支援）」の視点をもった専門性の高い相談支

援が必要であるものの、児童発達支援事業所の増加に対して、発達支援の専門性を伴った相談支援体制が整っていないのが現実です。

また、乳幼児期の支援の特殊性として、家族の気づきがなければ支援が開始できないことと、子ども自身に、支援ニーズの自覚が弱いことがあげられます。そのため、どんなに支援体制が整ったとしても、支援体制から漏れてしまったり、支援につながらない子どもと家族が存在することも留意しなければなりません。

それらをふまえて考えると、公的機関（行政部門だけでなく、保健センターや療育施設、保育所等も含む）の役割が、まだまだ大きいのではないのでしょうか。直接的に公的機関が介入することが難しいのであれば、これまでと同様に、支援関係者が連携し、お互いに補完できるための関係作りや調整を公的機関の支援者の方々に関わっていただければと思います。

そして、私たち支援者が、それぞれの支援を通して、より多くの支援者と連携を図ることで、「誰もが暮らしやすく、育ちやすい（育てやすい）地域づくり」（発達支援・療育支援体制の整備・充実）を目指していきたいと、あらためて感じさせられました。

（前地域療育担当：西口 伸樹）



（※本文と掲載の写真は関係ありません）

読書コーナー

「なっちゃんの声」

はやしみこ著
かんもくネット監修
学苑社出版



この本は「学校で話せない子どもたちの理解のために」というテーマで、場面緘黙（選択制緘黙）の子を持つ親御さんが作成した絵本です。なっちゃんは、みんなみたいに返事をしたり楽しく遊びたいと思っているのですが、声を出そうとすると喉の奥がギュッと固くなったり、お腹が痛くなったりします。絵本の中では、そうした、なっちゃんの思いが、様々なエピソードを通して語られています。

保育園や幼稚園でも、家では何でも話すのに、入園したころから集団では全く話せなくなる子どもたちが時々います。多くの子は非常に繊細で不安が強いタイプです。他の人がちょっとだけ緊張するようなことにも、強い緊張を感じるようです。感じ方は人によって違います。話せるようになるという思いから、「声が聞きたいな」「待ってるからね」と声をかけたり、お当番や誕生会で発言の機会を作ったりすることが、かえって緊張を高め、状態を悪化させてしまう事もよくあります。まずは、話すことを求めすぎず、その子にとって安心できる関係を心がけることが大切になります。

《なっちゃんの声》の巻末では、当事者である12歳の子がクラスメートに宛てた手紙の紹介や、小児科医からの医学的な解説も添えられています。場面緘黙の子に対する深い理解につながる読みやすい絵本だと思いますので、一度手にとってみてください

地域療育相談員 大橋加代子

☆ 青い鳥医療療育センター 地域療育担当からのお知らせ

平成29年4月、青い鳥医療療育センターの組織改訂にともない、

障害児等療育支援事業（愛知県から委託）

および障害者相談支援事業（尾張中部・海部圏域の市町村から委託）を担当する部署が、

これまでの、事務部療育支援課から

地域療育支援部 児童発達支援課に変更となりましたので、

ご承知おきください。

所管は変わりますが、今後ともよろしくお願いたします。



青い鳥医療療育センター ボランティア募集のお知らせ

当センターは、「医療型障害児入所施設」、「療養介護事業所」（旧肢体不自由児施設・旧重症心身障害児施設）を一体型で運営しており、常時150名前後の利用者さんが生活をされています。

医療型障害児入所施設には2歳から18歳、療養介護事業所には18歳から77歳の利用者さんが入所をされています。

ひとりひとりの利用者さんに合わせた関わりや支援、生活を考えていけるように日々検討を重ねながら努力していますが、利用者さんの身体状況の変化、重度化、高齢化もあり、日常のケアや医療的ケアに要する時間が増えている状況があります。またご家庭の事情による就学前の低年齢のお子さんの入所も増加しています。

お話好きの利用者さん、活動的に過ごしたい利用者さん、ゆったりと過ごしたい利用者さん、遊ぶことが大好きなお子さん、いっぱい抱っこをしてほしいお子さん、そばにいてくれることで安心できる利用者さん…。

利用者さんの個々の暮らしがより楽しく豊かなものとなるように、笑顔で過ごせる時間が増えるようにボランティアさんのお力をおかりしたいと考えています。

当センターでのボランティア活動に興味・関心のある方はお気軽にお問い合わせください。お待ちしております。

<ご協力をお願いしたい内容>

- ・未就学の入所児を対象とした保育活動（あおぞらルーム）の補助
（午前：10時～12時：週に1～2回程度、定期的に入ってくる方）
- ・学齢児の学習指導（週に1回程度：肢体不自由のお子さん対象）
（午後：15時半～17時、18時半～19時半、夏休み等の長期休暇中）
- ・利用者さんとのふれあいや話し相手、遊び相手、絵本読み聞かせ 等
（午前10時～17時の間で数時間程度、月に1～数回程度）
- ・センター全体の行事（8月第4日曜の夏まつり・年3回のお買い物会）、各棟の季節行事（不定期）
- ・その他 裁縫や車椅子のお掃除等（不定期の活動可）

（お問い合わせ）

療育支援課 ボランティア担当まで
052-501-4079

（下の2枚の写真は、平成28年8月に実施した「青い鳥夏まつり」の様子です）



